

[事案 27-153] 手術給付金支払請求

・平成 28 年 2 月 29 日 和解成立

<事案の概要>

肝臓の手術について、手術給付金の差額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 20 年 6 月に医療保険を契約したが、同 27 年 4 月から 6 月にかけて、肝臓で手術を受けた件について、「ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテル」（給付倍率 10 倍）による手術としてではなく、「その他の悪性新生物手術」（給付倍率 20 倍）として、差額を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

約款において、「手術」とは「治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えること」としているところ、本件手術は悪性新生物に「切断・摘除などの操作」を加えるものではないことから、「その他の悪性新生物手術」には該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より、紛争の早期解決の観点から和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。